株式会社エクシオホールディングス 定款

第 1 章 総則

（商号）

第 1 条　　当会社は、株式会社エクシオホールディングスと称し、英文では EXEO HOLDINGS Inc. と表示する。

（目的）

第 2 条　　当会社は 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 保育及び教育業
2. システムの企画、開発、運用、保守、販売、配信、管理及びそれらの受託事業
3. 写真及び映像業
4. 家事代行及びベビーシッター事業
5. 飲食業
6. 生命保険募集に関する業務並びに損害保険代理店業
7. 各種イベントの企画、制作、運営及びサポート事業
8. ポータルサイト及びウェブサイト事業
9. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
10. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
11. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　　当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

（公告の方法）

第 4 条　　当会社の公告は、電子公告により行う。

2　事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（機関）

第 5 条　　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 2 章 株式

（発行可能株式総数）

第 6 条　　当会社の発行可能株式の総数は、 840 万株とする。

（自己株式の取得）

第7条　　当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条　　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第9条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第 189条第 2項各号に掲げる権利

(2)会社法第 166条第 1項の規定による請求をする権利

(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（基準日）

第10条　　当会社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には当該基準日の 2 週間前までに公告するものとする。

（株主名簿管理人）

第11条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第 12条　　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

（招集）

第 13条　　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し臨時株主総会は その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条　　株主総会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議）

第 16 条　　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　　当会社の取締役は 5名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　　当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 20 条　　取締役の任期は その選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　　当会社は 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は 当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、役付取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集）

第23 条　　取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、取締役会の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には この期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（取締役会の決議）

第 24 条　　取締役会の決議は 議決に加わることができる取締役の過半数が出席し 出席取締役の過半数をもって決定する。

（取締役会の決議等の省略）

第 25 条　　当会社は会社法第 370 条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26 条　　取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第27 条　　取締役が報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は 株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 29 条　　当会社の監査役は 3名以内とする。

（監査役の選任方法）

第 30 条　　当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 31 条　　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 32 条　　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集手続）

第 33 条　　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 34 条　　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 35 条　　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（監査役の報酬等）

第 36 条　　監査役の報酬等は 株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）

第 37 条　　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 38 条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 39 条　　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 40 条　　会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。

2 前項の定めをする場合には、監査役会の同意を得なければならない。

（会計監査人の責任限定）

第 41 条　　当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 42 条　　当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする 。

（剰余金の配当の基準日）

第 43 条　　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 44 条　　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 45 条　　当会社が剰余金の配当の支払の提供をしてから 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
2 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附則

（定款に定めのない事項）
第 46 条　　本定款に定めのない事項は、会社法その他の法令の定めるところとする。

（施行日）
2024年7月1日施行

（改訂記録）
2024年12月1日改訂
2025年2月26日改訂
2025年3月3日改訂
2025年5月27日（電子提供措置効力発生日に附則第39条を削除）
2026年1月1日改訂
2026年11月1日改訂
2026年11月 24 日改訂